

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条第1項及び同条第2項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）及び調査研究費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬等は定款第8条に定めるところにより無報酬とする。
2 役員の報酬等は別表1に定めるところによる。

(費用の弁償)

第4条 本会は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
2 費用弁償は別表2に定める会議等に関して別表2に定める額を支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

役員報酬等

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
理 事	0 円	0 円	0 円
監 事	0 円	0 円	0 円

別表 2

評議員・役員費用弁償

役職	会議等名	費用弁償額（一回あたり）
評議員	評議員会	5, 0 0 0 円
理 事	理事会及び入札立会い	5, 0 0 0 円
監 事	評議員会、理事会及び入札 の立会い	5, 0 0 0 円

備考 弁償する費用は会議等一回あたりとする。ただし、同日に開催する会議等については一回とみなすものとする。